

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 10月1日に、注文していないロースクール教材一式と請求書20万円が君に送付されてきた。君は教材の内容をざっと見たが、放置しておいたところ、10月10日に1週間内に代金の支払いを求めるメールが届いた。うっかり返事を忘れて10月末日になってしまった場合、君は、支払を拒めない。
- 02 代金支払期日も目的物の引渡時期も10月17日とされている売買契約においては、買主も売主も、18日以降は債務不履行の責任を負わなければならない。
- 03 第三者のためにする契約において、特段の定めがなければ、履行の請求ができるのは要約者と受益者であるが、諾約者が履行をしないときに契約を解除できるのは、要約者のみである。
- 04 契約交渉に入った当事者は、相手方に契約締結の期待を抱かせているので、途中で交渉を打ち切ること自体はできるが、相手方に生じた信頼損害を賠償しなければならない。
- 05 Yは、10月1日にXとの間で、ある記念日である10月10日に「10月10日のY」という肖像画を20万円で購入する契約をしたが、災害で交通がマヒして当日Xのアトリエに行けず、「10月10日のY」という絵は描けなくなった。この場合、危険負担における債務者主義が適用されるので、Xは、代金債務者Yに対して代金20万円を請求できる。
- 06 XがYにXの製作する商品甲を売却する契約が締結されたが、この契約では、代金は先払いとされ、納品は代金支払いの1か月後とされていた。契約直後に、Xの主要な従業員の突然の退職によってXによる甲の製作が困難な状況となっても、Yは、Xの代金支払請求を拒絶することができない。
- 07 契約の拘束力は、「自由な自己決定の結果については、決定主体は責任を負わなければならない」という考え方によって基礎づけられると考えられる。それゆえ、契約締結の意思が両当事者にないと契約は成立しない。
- 08 契約の申込みとみられる工事業者の見積書に有効期限の記載がなかった場合であっても、例えば2年後に注文者が発注書を送ってきたときには、業者は契約の成立を否定できる可能性が高い。
- 09 特定物売買で、目的物が売主の責めに帰すべき事由により滅失した場合でも、買主は、当然に代金支払義務を免れるわけではない。
- 10 工事業者が近所に住む注文者の求めに応じて、注文者所有の家の改装工事につき、「見積書の有効期限は9月末日です。」と付記されていた300万円の見積書を渡した場合において、9月28日付の消印のある発注書が10月1日に業者の営業所に郵送で届いたとき、業者は、注文を断ることはできない。